

第94号議案

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項を次のように改める。

- 6 認定こども園における当該認定こども園の子どもに対する食事の提供は、当該認定こども園内において調理する方法により行うこととする。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、認定こども園において調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることその他規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外において調理し、搬入する方法により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。